

# 仙台大学教職課程の履修等に関する規程〈子ども運動教育学科〉(令和4年度入学生用)〔22番代〕

(趣旨)

**第1条** 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(免許状の取得資格、免許状の種類)

**第2条** 子ども運動教育学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、幼稚園教諭一種普通免許状を取得する資格を得ることができる。

(教育課程及び履修方法)

**第3条** 幼稚園教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表の定めるところによる。

(教育実習)

**第4条** 教育実習(事前事後指導を除く)は原則として、4年次で、かつ学長決定事項として、履修を認めた者を対象として学長がこれを行う。

なお、特別の事情がある者で、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。

2 教育実習における教育実習校は、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習に必要な書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。

(免許状の交付)

**第5条** 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

(その他)

**第6条** 教育実習に関する手続き等については、学長決定事項として、学長の命により教職支援センター企画運営委員会が定める。

(他規程の準用)

**第7条** 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「教育課程及び履修方法等に関する規程」を準用する。

(規程の改廃)

**第8条** この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

別表（第3条「幼稚園教諭」関係）

	教職免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
			授業科目名	履修年次及び単位数				
				学年	必修	選択		
① 領域及び保育内容の指導法に関する科目	(1) 領域に関する専門事項	(1) 国語	子どもとことばⅠ	3		2	「音楽表現Ⅰ」、「絵画・造形表現Ⅰ」及び「運動・身体表現Ⅰ」から2科目4単位を含めて10単位以上選択必修	
			子どもとことばⅡ	3		2		
		(2) 生活	子どもの生活Ⅰ	1	2			
			子どもの生活Ⅱ	1	2			
		(3) 音楽	音楽表現Ⅰ	1		2		
		音楽表現Ⅱ	1		2			
		(4) 図画工作	絵画・造形表現Ⅰ	2		2		
			絵画・造形表現Ⅱ	2		2		
		(5) 体育	運動・身体表現Ⅰ	2		2		
			運動・身体表現Ⅱ	2		2		
		(2) 保育内容の指導法		保育内容総論	3	2		必修
			保育内容指導論	3	2		必修	
			保育内容演習（健康）	3	2		必修	
			保育内容演習（人間関係）	3	2		必修	
		18単位	保育内容演習（環境）	3	2		必修	
			保育内容演習（言葉）	3	2		必修	
			保育内容演習（表現）	3	2		必修	
② 教育の基礎的理解に関する科目	(1) 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4単位	教育の基礎理論B	2	2		必修	
			保育原理	2	2		必修	
	(2) 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2単位	教職論C	1	2		必修	} 1科目以上選択必修
	(3) 教育に関する社会的制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2単位	教育の制度B	2		2		
			教育と社会	2		2		
	(4) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	4単位	子どもの心理学Ⅰ	2	2		必修	
		子どもの心理学Ⅱ	2	2		必修		
(5) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解	2単位	特別支援教育論（幼児）	3		2	必修		
(6) 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2単位	保育の教育課程（含保育の計画と評価）	3	2		必修		
③ 道徳、総合的な学習の時間、育相談等に関する科目	(1) 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2単位	教育方法論B	3	2		必修	
	(2) 幼児理解の理論及び方法		幼児理解の理論と方法	2	2		必修	
	(3) 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2単位	（教育相談、カウンセリング基礎を含む）					
④ 教育実践に関する科目	(1) 教育実習	5単位	幼稚園教育実習Ⅰ（事前・事後指導）	3・4		1	必修	
			幼稚園教育実習Ⅱ	4		4	必修	
	(2) 教職実践演習	2単位	教職実践演習（幼稚園）	4		2	必修	

教職免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
	授業科目名	履修年次及び単位数				
		学年	必修	選択		
⑤ 大学が独自に設定する科目	教職総合演習（幼稚園）	3		2	必修 必修 必修 必修 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上修得	
	子どもリズム表現	3	1			
	幼児体育指導論	2	2			
	幼児体育論	1	2			
	子どもと発育	1	2			
7単位						

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
幼稚園教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	16単位	10単位	4単位	7単位	14単位	51単位

【特記】幼稚園教諭一種普通免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位（本学開講科目：「日本国憲法」〈2年／2単位〉）
2. 体育2単位（専門基礎科目の「体育講義」〈1年／1単位〉、「子どもとあそび」〈1年／1単位〉、「体力トレーニング」〈1年／1単位〉）
3. 外国語コミュニケーション 2単位（本学開講科目：「総合英語A（含外国語コミュニケーション）」〈1年／1単位〉、「総合英語B（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語C（含外国語コミュニケーション）」〈2年／1単位〉、「総合英語D（含外国語コミュニケーション）」〈3年／1単位〉）
4. 情報機器の操作2単位（本学開講科目：「情報処理」〈1年／2単位〉）